

※ 利用申請の前に保険の適用対象となる、3つの条件と補償対象となる事故の範囲

- I) 急激な状況で                      II) 偶然なタイミング                      III) 外来による場合
- ◎ 急激で偶然な外来の（例 人とぶつかる。ボールがぶつかる。物に当たって転ぶ。などの場合）  
事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償するものとする。
  - ◎ 被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故（学校管理下を除く）  
（事故の様子を担当指導者が確認）
  - ◎ 団体活動への往復中の事故（自動車運転中、同乗中の交通事故は賠償責任保険の対象外です）  
自転車運転、歩行移動中の被保険者自身のケガは対象となります。

★補償対象とならない事例

- ◎ クラブのメンバー数名で個人的に任意で他のチームと練習試合に参加した場合。
- ◎ クラブのメンバーが単独で練習をしていた場合。（担当指導者不在）
- ◎ 個人的な活動をかねて練習試合などの下見などに行く場合。
- ◎ 慢性疾患、外来的でなく自分の中から発生した事例（成長痛、部位の使い過ぎ、など）  
その他、医師、重度整復師（整骨院）が認知しない事例。

❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖                      事故時の申請手続き                      ❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖

- ❶ 事故発生（または終了後の通院）当日の内に担当コーチか監督まで電話連絡、通院の状況を説明してください。（必ずお願いします。）
  - ❷ クラブ事務より手続きに必要な事項を電話で伺います。その際に必要な項目を把握して下さい  
△住所、氏名、年齢、電話番号、事故の日時、場所、状況、傷害の内容、医療機関名、治療期間（見込み）クラブ事務で事故報告を東京海上日動へ報告します。
  - ❸ 保険金請求に必要な書類が送付されます。請求額が10万円以下で手術保険金の請求がない場合は医師の診断書は必要ありません。必要事項記入の上東京海上日動へ送付する。
  - ❹ 医療機関（整骨院医師が重度整復師の資格者）の領収書の添付が必要になりますので、必ず持って下さい。書類と同時に添付する。レシートでも可。
  - ❺ 物の損壊を賠償しなければいけなくなった場合、損壊現場写真や修理見積書はとっておく。
- ※ 以上ご不明な点がございましたら、クラブ代表 大谷までご相談下さい。